

重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（従前の通所介護相当サービス）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対して、適正な指定通所介護等を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄の介護その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行います。また、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業については、通所介護事業と一体的及び単独にて高齢者の日常生活動作の自立維持向上を図るための機能訓練等を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

法人名	さくらメディカルケア株式会社
事業所名	らいおんハートリハビリ温泉デイサービス立野町
事業所番号	1472003605

3. 職員の職種、人数及び職務内容

R4.10.1現在

職 種	人数	職 務 内 容
管理者	1名	事業所を監督し、事業内容を一元的に統括する
生活相談員	1名以上	相談への対応、利用計画及び日課プログラム調整
介護職員	4名以上	日常生活の支援、送迎等の支援
機能訓練指導員	2名以上	日常生活の機能訓練
看護師	1名以上	利用者の健康管理

4. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は、土曜日・日曜日を除く月曜日から金曜日までとする。（ただし、12月30日から1月3日は除く）
- (2) 営業時間は、9時00分から18時00分までとする。（送迎時間を除く通常のサービス提供時間は、9時00分から16時15分）

5. 利用定員 【通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業】

1日 30人

6. 通所介護事業および通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の提供方法

- (1) 居宅サービス計画に基づき、利用者の心身の状態、サービス希望及び置かれている環境を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成します。その通所介護計画の内容を、利用者またはその家族に説明を行い、同意のうえでサービスを開始します。
- (2) 通所介護サービスの提供にあたっては、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うことに努めます。また、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- (3) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他のサービスを利用者の希望にそって適切に提供するとともに、特に認知の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供を行います。

7. 通所介護事業および介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業のサービス概要

- (1) 健康チェックにより身体の状態等の把握に努め、健康維持管理に最善を尽くします。
- (2) 送迎は、常に安全運転を心がけて行います。
- (3) 機能訓練は、利用者の心身などの状況に応じて、日常生活を送るのに必要な言語機能及び身体機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。
- (4) レクリエーションは、教養及び機能訓練を兼ねたものを行い、生活の意欲向上に努めます。
- (5) 入浴は身体の清潔保持を目的として安全に介助を行います。

8. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は下記となります。

神奈川県平塚市、大磯町とする。

9. 利用料及びその他の費用

(1) サービス利用料

通所介護の利用料は、サービス提供により要介護度に応じた料金（以下参照）となります。介護保険に該当する給付分として、7割から9割は保険から賄われ、1割から3割が自己負担となります。

サービス利用単位

要介護1	658 単位	要支援1・1か月の提供回数が4回を超えた場合	436 単位/回 1798 単位/月
要介護2	777 単位	要支援2・1か月の提供回数が8回を超えた場合	447 単位/回 3621 単位/月
要介護3	900 単位		
要介護4	1023 単位		
要介護5	1148 単位		

加算単位

入浴介助加算（I）	40 単位
個別機能訓練加算（I）ロ	76 単位
口腔機能向上加算（I）	要介護・150 単位/月2回まで 要支援・150 単位/月1回まで
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
処遇改善加算Ⅱ ^{※1} （新加算Ⅱ）	所定単位数 ^{※3}

※1 処遇改善加算Ⅱは、区分支給限度基準額から除外される。

※2 送迎を行わない場合は片道47単位を減算する。

※3 所定単位数は基本サービス費に各種加算を合計したものとする。なお、減算時には減算の単位数となる。

利用者負担額（1割または、2割、3割）の算出方法

加算を含めた1ヶ月のサービス合計単位×10.45円[※]=〇〇円[1円未満切り捨て]

〇〇円－（〇〇円×0.9 {1割} 0.8 {2割} 0.7 {3割} [1円未満切り捨て]) =△△円[ご利用者負担額]

※10.45円は、平塚市（5級地）の地域単価になります

※10.27円は、大磯町（6級地）事業対象者、要支援1、要支援2の地域単価になります。

その他の利用料金

- (1) 食事費（おやつ・飲料代含む）990円 おむつ代（リハパンツ 1枚 200円、パット 1枚 100円）については実費負担となります。（利用者の希望による）
- (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（平塚市通所介護相当サービス）に要した交通費は、その実費を次の額とする。
通常の事業所実施地域を超えた地点から1キロメートルにつき50円とする。
- (3) 自己負担のある行事や活動に参加される場合は、負担額が発生する前にお知らせし、随時実費負担をいただきます。
- (4) 介護保険給付の支給限度額を超える場合、または居宅サービス計画で決められた内容を超えるサービスが生じた場合は、超過分の料金は全額自己負担となります。
※利用料金は月毎のお支払いになります。
- (5) 利用者の希望により、指定通所介護等に通常要する時間を超えて通所介護を提供する費用は実費として1時間あたり3,300円と致します。
- (6) 利用者の都合によりサービスをキャンセル場合に於いては、下記の料金が発生します。

内容	徴収率（利用料）	徴収率（昼食・おやつ代）
前日17時30分までにキャンセルの電話があった場合	0%（0円）	0%（0円）
前日17時30分までにキャンセルの連絡がなかった場合	100%（1,000円）	100%（990円）

キャンセル料金の例外

- (1) 急な健康上の理由：急な病変や入院によってサービスを利用できない場合
- (2) 施設の都合：施設が予告なくサービスを提供できない場合
(例：施設の休業日、設備トラブルなど)
- (3) 天災・災害：天災や災害が発生し利用者が施設に通知することが難しい状況や、施設が営業できない状況の場合キャンセル料は請求いたしません

10、緊急時等における対応方法

- (1) 介護職員等は通所介護、介護予防を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡するとともに、管理者に報告します。

11、サービス利用の留意事項

通所介護（予防）利用者への留意事項を次の通り設けます。

- (1) 発熱等の健康上の問題については、あらかじめスタッフに伝えてください。
- (2) 当事業所は、支払い以外の金銭、飲食物等の持込を禁止させて頂いています。また、利用者間のやり取りもご遠慮願います。規則を守らずトラブルが発生した場合、その責を負いません。

12. 苦情や相談の受付

- (1) 当事業所における苦情及び相談は以下の窓口で受け付けます。
苦情窓口担当者 管理者 青木 亮 TEL 0463-73-7164
受付時間 月曜日から金曜日の9時から18時00分となります。
(ただし、12月30日から1月3日は除く)

- (2) 平塚市の苦情及び相談窓口
平塚市 介護保険課 TEL 0463-21-8790
月曜日～金曜日(祝日及び年末年始は除く)
午前8:30～午後5:00
- (3) 大磯町の苦情及び相談窓口
大磯町 福祉課 TEL 0463-61-4100
月曜日～金曜日(祝日及び年末年始は除く)
午前8:30～午後5:15
- (4) 神奈川県国民健康保険団体連合会の苦情及び相談窓口
介護保険課 介護苦情相談係
受付時間 午前8:30～午後5:15
(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
TEL 045-329-3447

13. 事故処理

- (1) 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

14. 非常災害対策

- (1) 管理者は非常災害に備え防災計画を立て年2回非難・救出訓練を実施するものとします。
- (2) 特に、火災の防止に当たっては、防火管理者を置き消防用設備等の自主点検及び自衛消防訓練等を実施するものとします。

15. 衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等

- (1) 事業所は、通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとします。
- (2) 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとします。

16. その他運営についての重要事項

- (1) 指定通所介護（予防）は、介護職員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けます。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はさくらメディカルケア株式会社と通所介護（予防）の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

17. 契約の解除解約について 別紙契約書参照

令和 年 月 日

通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明し交付いたしました。

事業者 所在地 神奈川県横浜市西区北幸2-10-27 東武立野ビル601
名称 さくらメディカルケア株式会社
代表者名 代表取締役 鈴木 拓

事業所 所在地 神奈川県平塚市立野町30-17 エメラルドプラザ1F
名称 らいおんハートリハビリ温泉デイサービス立野町

説明者氏名

私は、本書面により、事業所から通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業についての重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

利用者 住 所

氏 名 -

署名代行者 住 所

氏 名 -

続柄・関係 ()

附則： この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 21 日から施行する

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する

この規程は、平成 29 年 5 月 15 日から施行する

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する

この規程は、令和 8 年 1 月 14 日から施行する。